

富山県地域防災計画（原子力災害編）修正案 新旧対照表

旧	新	備考
<p>富山県地域防災計画 原子力災害編</p> <p>令和元年6月修正 富山県防災会議</p>	<p>富山県地域防災計画 原子力災害編</p> <p>令和__年__月修正 富山県防災会議</p>	<p>凡例 下線 修正箇所</p>

**修 正 案**

富山県地域防災計画（原子力災害編）修正案（体系・用語・目次） 新旧対照表

旧	新	備考
<p>富山県地域防災計画（原子力災害編）用語例</p> <p>1 防災関係機関の用語例</p> <p>(1) 防災関係機関</p> <p>(略)</p> <p>(2) 指定地方行政機関：災害対策基本法（以下「災対法」という。）第2条第4号で定める行政機関であり、本計画では、富山県を管轄する管区警察局、総合通信局、財務局、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、地方整備局、地方運輸局、地方航空局、管区气象台 <u>及び</u> 管区海上保安本部をいう。</p> <p>(3) 指定公共機関：災対法第2条第5号で定める公共機関であり、本計画では、日本郵便株式会社 <u>北陸支社</u>、日本銀行 <u>富山事務所</u>、西日本旅客鉄道株式会社、中日本高速道路株式会社 <u>金沢支社</u>、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ <u>北陸支社</u>、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、日本赤十字社 <u>富山県支部</u>、日本放送協会 <u>富山放送局</u>、独立行政法人国立病院機構、北陸電力株式会社、関西電力株式会社 <u>北陸支社</u>、日本通運株式</p>	<p>富山県地域防災計画（原子力災害編）用語例</p> <p>1 防災関係機関の用語例</p> <p>(1) 防災関係機関</p> <p>(略)</p> <p>(2) 指定地方行政機関：災害対策基本法（<u>昭和36年法律第223号</u>。以下「災対法」という。）第2条第4号で定める行政機関であり、本計画では、富山県を管轄する管区警察局、総合通信局、財務局、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、地方整備局、地方運輸局、地方航空局、<u>地方測量部</u>、管区气象台、<u>管区海上保安本部及び地方環境事務所</u>をいう。</p> <p>(3) 指定公共機関：災対法第2条第5号で定める公共機関であり、本計画では、日本郵便株式会社、日本銀行、西日本旅客鉄道株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、日本赤十字社、日本放送協会、独立行政法人国立病院機構、北陸電力株式会社、<u>北陸電力送配電株式会社</u>、<u>関西電力株式会社</u>、<u>関西電力送配電株式会社</u>、日本通運株式会社、国立研</p>	<p>&lt;各編共通&gt; 記載の適正化</p> <p>&lt;各編共通&gt; 指定地方行政機関の追加</p> <p>&lt;各編共通&gt; 記載の適正化</p> <p>&lt;各編共通&gt; 分社化に伴う修正</p>

旧	新	備考
<p>会社富山支店、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構をいう。</p> <p>(4) 指定地方公共機関：災対法第2条第6号で定める公共機関等であり、本計画では、富山地方鉄道株式会社、あいの風とやま鉄道株式会社、加越能バス株式会社、日本海ガス株式会社、高岡ガス株式会社、一般社団法人日本コミュニティーガス協会北陸支部、一般社団法人富山県エルピーガス協会、一般社団法人富山県トラック協会、北日本放送株式会社、富山テレビ放送株式会社、株式会社チューリップテレビ、株式会社北日本新聞社、株式会社北國新聞社富山本社、富山エフエム放送株式会社、一般財団法人富山県ケーブルテレビ協議会、公益社団法人富山県医師会、公益社団法人富山県看護協会、公益社団法人富山県薬剤師会、一般社団法人富山県歯科医師会、社会福祉法人富山県社会福祉協議会、土地改良区及び指定水防管理団体をいう。</p>	<p>究開発法人量子科学技術研究開発機構及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構をいう。</p> <p>(4) 指定地方公共機関：災対法第2条第6号で定める公共機関等であり、本計画では、富山地方鉄道株式会社、あいの風とやま鉄道株式会社、加越能バス株式会社、日本海ガス株式会社、高岡ガス株式会社、一般社団法人日本コミュニティーガス協会北陸支部、一般社団法人富山県エルピーガス協会、一般社団法人富山県トラック協会、北日本放送株式会社、富山テレビ放送株式会社、株式会社チューリップテレビ、株式会社北日本新聞社、株式会社北國新聞社、富山エフエム放送株式会社、一般財団法人富山県ケーブルテレビ協議会、公益社団法人富山県医師会、公益社団法人富山県看護協会、公益社団法人富山県薬剤師会、一般社団法人富山県歯科医師会、社会福祉法人富山県社会福祉協議会、土地改良区及び指定水防管理団体をいう。</p>	<p>&lt;各編共通&gt; 記載の適正化</p> <p>&lt;各編共通&gt; 記載の適正化</p>

富山県地域防災計画（原子力災害編）修正案（第1章） 新旧対照表

旧	新	備考
<p><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第1節 目的</b></p> <p><b>第1 富山県における原子力災害対策の基本となる計画</b></p> <p>富山県地域防災計画原子力災害編は、災対法及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、北陸電力株式会社志賀原子力発電所（以下「発電所」という。）又は事業所外運搬における、放射性物質又は放射線が異常な水準で<b>事業所外</b>（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行により、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。</p> <p><b>第2節 計画の性格</b></p> <p><b>第1～第3 （略）</b></p> <p><b>第4 計画の修正</b></p> <p>この計画は、災対法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画、原子力災害対策指針、県の体制・組織の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを<b>変更</b>するものとする。</p>	<p><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第1節 目的</b></p> <p><b>第1 富山県における原子力災害対策の基本となる計画</b></p> <p>富山県地域防災計画原子力災害編は、災対法及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、北陸電力株式会社志賀原子力発電所（以下「発電所」という。）又は<b>発電所の外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）</b>における、放射性物質又は放射線が異常な水準で<b>発電所外</b>（<b>事業所外</b>運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行により、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。</p> <p><b>第2節 計画の性格</b></p> <p><b>第1～第3 （略）</b></p> <p><b>第4 計画の修正</b></p> <p>この計画は、災対法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画、原子力災害対策指針、県の体制・組織の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを<b>修正</b>するものとする。</p>	<p>用語の整理</p> <p>記載の適正化</p>

旧	新	備考
<p>第3節～第4節 (略)</p> <p>第5節 原子力防災対策を重点的に充実すべき区域</p> <p>第1 原子力災害対策指針において示される原子力災害対策重点区域</p> <p>(略)</p> <p>「原子力災害が発生した場合において、放射性物質又は放射線の異常な放出による周辺環境への影響の大きさ、影響が及ぶまでの時間は、異常事態の態様、施設の特性、気象条件、周辺の環境状況、住民の居住状況等により異なるため、発生した事態に応じて臨機応変に対処する必要がある。その際、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うためには、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性がある区域(「<u>原子力災害対策重点区域</u>」)を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくことが必要である。</p> <p>(略)</p> <p>1 予防的防護措置を準備する区域 (PAZ : Precautionary Action Zone)</p> <p>原子力災害対策指針によれば、「PAZとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、EALに応じて、即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防</p>	<p>第3節～第4節 (略)</p> <p>第5節 原子力防災対策を重点的に充実すべき区域</p> <p>第1 原子力災害対策指針において示される原子力災害対策重点区域</p> <p>(略)</p> <p>「原子力災害が発生した場合において、放射性物質又は放射線の異常な放出による周辺環境への影響の大きさ、影響が及ぶまでの時間は、異常事態の態様、施設の特性、気象条件、周辺の環境状況、住民の居住状況等により異なるため、発生した事態に応じて臨機応変に対処する必要がある。その際、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うためには、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくこと(以下、当該対策が講じられる区域を「<u>原子力災害対策重点区域</u>」という。)が必要である。</p> <p>(略)</p> <p>1 予防的防護措置を準備する区域 (PAZ : Precautionary Action Zone)</p> <p>原子力災害対策指針によれば、「PAZとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、EALに応じて、即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防</p>	<p>原子力災害対策指針の記載に合わせた修正</p>

旧	新	備考
<p>的に防護措置を準備する区域である。発電用原子炉施設に係るP A Zの具体的な範囲については、I A E Aの国際基準において、P A Zの最大半径を原子力施設から3～5 km の間で設定すること（5 km を推奨）とされていること等を踏まえ、「原子力施設からおおむね5 km」を目安とする。なお、この目安については、主として参照する事故の規模等を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要がある。」とされている。</p> <p>2 (略)</p> <p><b>第2 (略)</b></p> <p><b>第6節 原子力防災対策を重点的に充実すべき区域</b></p> <p><b>第1 緊急事態の段階</b></p> <p>緊急事態の進展に応じて、関係者が共通の認識に基づき意思決定を行うことが重要であることから、国の原子力災害対策指針を踏まえ、緊急事態への対応の状況を、準備段階・初期対応段階・中期対応段階・復旧段階に区分し、各<u>区分</u>の対応について検討しておくこととする。</p> <p>(略)</p> <p><b>第2 緊急事態初期対応段階における防護措置の考え方</b></p> <p>(略)</p> <p>1 緊急事態区分及び緊急時活動レベル (Emergency Action Level)。以下「E A L」という。)</p>	<p>的に防護措置を準備する区域である。発電用原子炉施設に係るP A Zの具体的な範囲については、I A E Aの国際基準において、P A Zの最大半径を原子力施設から3～5 km の間で設定すること（5 km を推奨）とされていること等を踏まえ、「原子力施設からおおむね<u>半径</u>5 km」を目安とする。なお、この目安については、主として参照する事故の規模等を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要がある。」とされている。</p> <p>2 (略)</p> <p><b>第2 (略)</b></p> <p><b>第6節 原子力防災対策を重点的に充実すべき区域</b></p> <p><b>第1 緊急事態の段階</b></p> <p>緊急<u>事態においては</u>、事態の進展に応じて、関係者が共通の認識に基づき意思決定を行うことが重要であることから、国の原子力災害対策指針を踏まえ、緊急事態への対応の状況を、準備段階・初期対応段階・中期対応段階・復旧段階に区分し、各<u>段階</u>の対応について検討しておくこととする。</p> <p>(略)</p> <p><b>第2 緊急事態初期対応段階における防護措置の考え方</b></p> <p>(略)</p> <p>1 緊急事態区分及び緊急時活動レベル (Emergency Action Level)。以下「E A L」という。)</p>	<p>原子力災害対策指針の記載に合わせた修正</p> <p>原子力災害対策指針の記載に合わせた修正</p>

旧	新	備考
<p>(1) 基本的な考え方</p> <p>緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、発電所の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要である。このような対応を実現するため、以下のとおり、発電所の状況に応じて、緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つに区分し、各区分における、事業者、国、地方公共団体のそれぞれが果たすべき役割を明らかにする必要がある。緊急事態区分と主要な防護措置の枠組みについては、原子力災害対策指針においては、表1-1のとおりとりまとめられている。また、同指針において全面緊急事態に至った場合の対応の流れは図1のとおり示されている。ただし、これらの事態は、ここに示されている順序のとおりに発生するものではなく、事態の進展によっては全面緊急事態に至るまでの時間的間隔がない場合等があり得ることを想定する。</p> <p><u>志賀原子力</u>発電所において、緊急事態が発生した場合の対応は、概ね次のとおりである。</p> <p>ア 警戒事態</p> <p>その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、発電所における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをい</p>	<p>(1) 基本的な考え方</p> <p>緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、発電所の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要である。このような対応を実現するため、以下のとおり、発電所の状況に応じて、緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つに区分し、各区分における、<u>原子力</u>事業者、国、地方公共団体のそれぞれが果たすべき役割を明らかにする必要がある。緊急事態区分と主要な防護措置の枠組みについては、原子力災害対策指針においては、表1-1のとおりとりまとめられている。また、同指針において全面緊急事態に至った場合の対応の流れは図1のとおり示されている。ただし、これらの事態は、ここに示されている順序のとおりに発生するものではなく、事態の進展によっては全面緊急事態に至るまでの時間的間隔がない場合等があり得ることを想定する。</p> <p>発電所において、緊急事態が発生した場合の対応は、概ね次のとおりである。</p> <p>ア 警戒事態</p> <p><u>警戒事態は</u>、その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、発電所における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタ</p>	<p>原子力災害対策指針の記載に合わせた修正</p> <p>表記の統一</p> <p>原子力災害対策指針の記載に合わせた修正</p>

旧	新	備考
<p>う。以下同じ。)の準備、施設敷地緊急事態要避難者(避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクの高まらない要配慮者(高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。)、安定ヨウ素剤(医薬品ヨウ化カリウム(丸薬、内服薬)を指す。以下同じ。)を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。以下同じ。)の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階である。</p> <p>この段階では、北陸電力は、警戒事態に該当する事象の発生及び発電所の状況について直ちに国に連絡しなければならない。また、北陸電力は、これらの経過について、連絡しなければならない。国は、北陸電力の情報を基に警戒事態の発生の確認を行い、遅滞なく県、<b>志賀原発</b>立地県である石川県等の地方公共団体及び公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国、石川県、志賀町等は発電所の近傍のPAZ(第5節第1-1で述べるPAZをいう。以下同じ。)内において、実施に比較的時間を要する防護措置の準備に着手しなければならない。</p>	<p>リングをいう。以下同じ。)の準備、施設敷地緊急事態要避難者(注)の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階である。</p> <p>この段階では、北陸電力は、警戒事態に該当する事象の発生及び発電所の状況について直ちに国に連絡しなければならない。また、北陸電力は、これらの経過について、連絡しなければならない。国は、北陸電力の情報を基に警戒事態の発生の確認を行い、遅滞なく、<u>県</u>、<b>発電所</b>立地県である石川県等の地方公共団体及び公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国、石川県、志賀町等は発電所の近傍のPAZ内において、実施に比較的時間を要する防護措置の準備に着手しなければならない。</p> <p><u>(注)施設敷地緊急事態要避難者</u>  <u>施設敷地緊急事態要避難者は次に掲げるものをいう。</u>  ○要配慮者(災対法第8条第2項第15号に規定する要配慮者すなわち高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいい、妊婦、授乳婦及び乳幼児の保</p>	<p>原子力災害対策指針の記載に合わせた修正</p> <p>表記の統一</p> <p>原子力災害対策指針の記載に合わせた修正</p>

旧	新	備考
<p>イ～ウ (略)</p> <p>(2) 具体的な基準</p> <p>これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、発電所における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の発電所の状態等で評価する緊急時活動レベル (EAL) を設定する。</p> <p>具体的なEALの設定については、各原子力施設の特性及び立地地域の状況に応じ、原子力規制委員会が示すEALの枠組みを踏まえ原子力事業者が行うこととされており、北陸電力の原子力事業者防災業務計画を踏まえたEALは下表のとおりである。</p>	<p><u>護者等を含む。)のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらないもの</u></p> <p><u>○要配慮者以外の者のうち、次のいずれかに該当し、かつ、早期の避難等の防護措置の実施が必要なもの</u></p> <p><u>(ア) 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断したもの</u></p> <p><u>(イ) (ア)のほか、安定ヨウ素剤を事前配布されていないもの</u></p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(2) 具体的な基準</p> <p>これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、発電所における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の発電所の状態等で評価する緊急時活動レベル (EAL) を設定する。</p> <p>具体的なEALの設定については、各原子力施設の特性及び立地地域の状況に応じ、原子力規制委員会が示すEALの枠組み等を踏まえ原子力事業者が行うこととされており、北陸電力の志賀原子力発電所原子力事業者防災業務計画(以下「原子力事業者防災業務計画」という。)におけるEALは下表のとおりである。</p>	<p>原子力災害対策指針の記載に合わせた修正</p> <p>原子力災害対策指針の記載に合わせた修正 表記の統一 用語の整理</p>
<p style="text-align: center;"><b>警戒事態を判断するEAL</b></p> <p>1. 原子炉停止機能の異常のおそれ※1</p>	<p style="text-align: center;"><b>警戒事態を判断するEAL</b></p> <p>1. 原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ※1</p>	<p>EALの見直しに伴う修正</p>

旧	新	備考
<p>原子炉の運転中に原子炉<u>緊急停止系作動</u>回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できない場合。</p> <p>2. 原子炉冷却材の漏えい※1</p> <p>原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できない場合。</p> <p>3. ～4. (略)</p> <p>5. <u>全交流電源喪失のおそれ</u>※1</p> <p><u>全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続した場合</u>、又は外部電源喪失が3時間以上継続した場合。</p> <p>6. ～8. (略)</p> <p>9. 単一障壁の喪失<u>または喪失可能性</u>※1 (略)</p> <p>10. 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ※1</p> <p><u>中央制御室その他の箇所</u>からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じた場合。</p>	<p>原子炉の運転中に原子炉<u>保護</u>回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できない場合、<u>又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができない場合、若しくは停止したことを確認することができない場合。</u></p> <p>2. 原子炉冷却材の漏えい※1</p> <p>原子炉の運転中に保安規定 (<u>規制法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。</u>) で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できない場合、<u>又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合。</u></p> <p>3. ～4. (略)</p> <p>5. <u>非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ</u>※1</p> <p><u>非常用交流母線が1となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が1となる状態が15分以上継続した場合、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止した場合</u>、又は外部電源喪失が3時間以上継続した場合。</p> <p>6. ～8. (略)</p> <p>9. 単一障壁の喪失<u>又は喪失のおそれ</u>※1 (略)</p> <p>10. 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ※1</p> <p><u>中央制御室及び中央制御室外操作盤室(実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年原子力規制委</u></p>	<p>EALの見直しに伴う修正</p>

旧	新	備考
<p>11. ～12. (略)</p> <p>13. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>志賀町において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</li> <li>志賀町沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</li> <li>オンサイト統括が警戒を必要と認める<u>当該</u>原子力施設の重要な故障等が発生した場合。</li> <li>当該原子炉施設において新規規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合(竜巻、洪水、台風、火山等)。※1</li> <li>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</li> </ul>	<p><u>員会規則第6号)第38条第4項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第10号)第37条第4項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。)</u>からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じた場合。</p> <p>11. ～12. (略)</p> <p>13. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>志賀町において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</li> <li>志賀町沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</li> <li>オンサイト統括が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</li> <li>当該原子炉施設において新規規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合(竜巻、洪水、台風、火山等)。※1</li> <li>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</li> </ul>	<p>EALの見直しに伴う修正</p>
<p>※1～注 (略)</p>	<p>※1～注 (略)</p>	
<p style="text-align: center;">施設敷地緊急事態を判断するEAL</p>	<p style="text-align: center;">施設敷地緊急事態を判断するEAL</p>	
<p>1. ～8. (略)</p> <p>9. <u>全交流電源</u>の30分以上喪失※1        全ての<u>交流母線</u>からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続した場合。</p>	<p>1. ～8. (略)</p> <p>9. <u>非常用交流高圧母線</u>の30分間以上喪失※1        全ての<u>非常用交流母線</u>からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続した場合。</p>	

旧	新	備考
<p>10. (略)</p> <p>11. 停止中の原子炉冷却機能の喪失※1 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。)が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができない場合。</p> <p>12. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失※1 使用済燃料貯蔵槽プールの水位を維持できない場合又は当該貯蔵プールの水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵プールの水位を測定できない場合。</p> <p>13. (略)</p> <p>14. 原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失※1 中央制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じた場合、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵プールに異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉及びその附属施設(以下「原子炉施設」という。)の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失した場合。</p> <p>15. 所内外通信連絡機能の全て喪失※1 (略)</p> <p>16. (略)</p> <p>17. 原子炉格納容器圧力逃し装置の使用※1 (略)</p> <p>18. 2つの障壁の喪失または喪失可能性※1</p>	<p>10. (略)</p> <p>11. 停止中の原子炉冷却機能の喪失※1 原子炉の停止中に原子炉<u>圧力</u>容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。)が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができない場合。</p> <p>12. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失※1 使用済燃料貯蔵槽プールの水位を維持できない場合、<u>又は</u>当該貯蔵プールの水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵プールの水位を測定できない場合。</p> <p>13. (略)</p> <p>14. 原子炉制御室<u>他</u>の一部の機能喪失・警報喪失※1 中央制御室<u>及び中央制御室外操作盤室</u>の環境が悪化<u>することにより</u>原子炉の制御に支障が生じた場合、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵プールに異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉及びその附属施設(以下「原子炉施設」という。)の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失した場合。</p> <p>15. 所内外通信連絡機能の全て<u>の</u>喪失※1 (略)</p> <p>16. (略)</p> <p>17. 原子炉格納容器圧力逃<u>が</u>し装置の使用※1 (略)</p> <p>18. 2つの障壁の喪失<u>又は</u>喪失<u>のおそれ</u>※1</p>	<p>EALの見直しに伴う修正</p>

旧	新	備考
<p>(略)</p> <p>19. 防護措置の準備<u>および</u>一部実施が必要な事象発生</p> <p>(略)</p> <p>20. (略)</p>	<p>(略)</p> <p>19. 防護措置の準備<u>及び</u>一部実施が必要な事象発生</p> <p>(略)</p> <p>20. (略)</p>	<p>EALの見直しに伴う修正</p>
<p>※1～注 (略)</p>	<p>※1～注 (略)</p>	
<p style="text-align: center;"><b>全面緊急事態を判断するEAL</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>全面緊急事態を判断するEAL</b></p>	
<p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 事業所外運搬での放射線量率の異常上昇又は放射性物質の異常漏えい</p> <p>①火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量が検出された場合。なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす</p> <p>②火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から<u>省令第4条</u>に定められた量の放射性物質が漏えいした場合又は漏えいの蓋然性が高い状態である場合（IP型を除く）。</p> <p>5. <u>原子炉停止の失敗または停止確認不能</u>※1</p> <p>原子炉の非常停止が必要な場合において、<u>制御棒の挿入</u>により原子炉を停止することができない場合又は停止したことを確認</p>	<p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 事業所外運搬での放射線量率の異常上昇又は放射性物質の異常漏えい</p> <p>①火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量が検出された場合。なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。</p> <p>②火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から<u>命令第4条</u>に定められた量の放射性物質が漏えいした場合又は漏えいの蓋然性が高い状態である場合（IP型を除く）。</p> <p>5. <u>全ての原子炉停止操作の失敗</u>※1</p> <p>原子炉の非常停止が必要な場合において、<u>全ての停止操作</u>により原子炉を停止することができない場合、<u>又は</u>停止したことを確認</p>	

旧	新	備考
<p>することができない場合。</p> <p>6. ～7. (略)</p> <p>8. 格納容器圧力の異常上昇 (略)</p> <p>9. (略)</p> <p>10. <u>全交流電源</u>の1時間以上喪失※1 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続した場合。</p> <p>11. 全直流電源の5分以上喪失※1 (略)</p> <p>12. (略)</p> <p>13. 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失※1 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。)が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができない場合。</p> <p>14. ～15. (略)</p> <p>16. 原子炉制御室の機能喪失・警報喪失※1 中央制御室が使用できなくなることにより、<u>中央制御室からの</u>原子炉を停止する機能<u>および</u>冷温停止状態を維持する機能が喪失した場合又は原子炉<u>施設</u>に異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失した場合。</p>	<p>認することができない場合。</p> <p>6. ～7. (略)</p> <p>8. 格納容器圧力の異常上昇<u>※1</u> (略)</p> <p>9. (略)</p> <p>10. <u>非常用交流高圧母線</u>の1時間以上喪失※1 全ての<u>非常用</u>交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続した場合。</p> <p>11. 全直流電源の5分<u>間</u>以上喪失※1 (略)</p> <p>12. (略)</p> <p>13. 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失※1 原子炉の停止中に原子炉<u>圧力</u>容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。)が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができない場合。</p> <p>14. ～15. (略)</p> <p>16. 原子炉制御室<u>他</u>の機能喪失・警報喪失※1 中央制御室<u>及び中央制御室外操作盤室</u>が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能<u>及び</u>冷温停止状態を維持する機能が喪失した場合、<u>又は</u>原子炉<u>若しくは使用済燃料貯蔵プール</u>に異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失した場合。</p>	<p>EALの見直しに伴う修正</p>

旧	新	備考
<p>17. 2つの障壁喪失<del>および</del>1つの障壁の喪失<del>または喪失可能性</del>※1 (略)</p> <p>18. ～19. (略)</p>	<p>17. 2つの障壁喪失<del>及び</del>1つの障壁の喪失<del>又は喪失のおそれ</del>※1 (略)</p> <p>18. ～19. (略)</p>	EALの見直しに伴う修正
<p>※1～※2 (略)</p> <p>注：(略)</p> <p>「<del>省令</del>」とは、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する<del>省令</del>をいう。</p> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p> <p><b>第7節 防災関係機関の事務又は業務の大綱</b></p> <p>原子力防災に関し、県、氷見市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務大綱は富山県地域防災計画総則第3節「防災関係機関等の責務」「防災関係機関等の業務大綱」を基本に次のとおりとする。</p> <p>1 県</p>	<p>※1～※2 (略)</p> <p>注：(略)</p> <p>「<del>命令</del>」とは、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する<del>命令</del>をいう。</p> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p> <p><b>第7節 防災関係機関の事務又は業務の大綱</b></p> <p>原子力防災に関し、県、氷見市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務大綱は富山県地域防災計画<del>(風水害編、火災編、個別災害編)</del>総則第3節「防災関係機関等の責務」「防災関係機関等の業務大綱」を基本に次のとおりとする。</p> <p>1 県</p>	記載の適正化
<p>処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 <del>県地域防災計画</del>の作成及び<del>改定</del>に関すること</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 環境モニタリング設備及び機器類の整備に関すること</p> <p>10 <del>緊急時医療</del>設備等の整備に関すること</p>	<p>処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 <del>この計画</del>の作成及び<del>修正</del>に関すること</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 環境<del>放射線</del>モニタリング設備及び機器類の整備に関すること</p> <p>10 <del>原子力災害時における医療対応</del>(以下「<del>原子力災害医療</del>」<del>という。</del>)<del>のための</del>設備等の整備に関すること</p>	表記の統一 記載の適正化
<p>10 <del>緊急時医療</del>設備等の整備に関すること</p>	<p>10 <del>原子力災害時における医療対応</del>(以下「<del>原子力災害医療</del>」<del>という。</del>)<del>のための</del>設備等の整備に関すること</p>	原子力災害対策指針の記載に合わせた修正

旧	新	備考
<p>11～20 (略)</p> <p>21 <u>緊急時医療</u>に関すること</p> <p>22～28 (略)</p> <p>29 <u>志賀原発</u>立地県である石川県との連携に関すること</p>	<p>11～20 (略)</p> <p>21 <u>原子力災害医療</u>に関すること</p> <p>22～28 (略)</p> <p>29 <u>発電所</u>立地県である石川県との連携に関すること</p>	<p>表記の統一</p> <p>表記の統一</p>
<p><b>2 富山県警察</b></p>	<p><b>2 富山県警察</b></p>	
<p>処理すべき事務又は業務の大綱</p>	<p>処理すべき事務又は業務の大綱</p>	
<p>1～4 (略)</p> <p>5 原災法第17条第9項に規定する<u>緊急事態応急対策を実施すべき区域</u>（以下「緊急事態応急対策実施区域」という。）<u>及びその</u>周辺地域の警備並びに交通規制に関すること</p> <p>6 (略)</p>	<p>1～4 (略)</p> <p>5 原災法第17条第9項に規定する<u>緊急事態応急対策実施区域</u>（以下「緊急事態応急対策実施区域」という。）<u>及び同項に規定する原子力災害事後対策実施区域</u>（以下「原子力災害事後対策実施区域」という。）<u>並びにこれらの</u>周辺地域の警備並びに交通規制に関すること</p> <p>6 (略)</p>	<p>原災法の規定に合わせた修正</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>	
<p><b>4 原子力防災専門官</b></p>	<p><b>4 原子力防災専門官</b></p>	
<p>処理すべき事務又は業務の大綱</p>	<p>処理すべき事務又は業務の大綱</p>	
<p>1 (略)</p> <p>2 原子力事業者防災業務計画の作成及び<u>改定</u>に対する指導・助言に関すること</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 原子力事業者防災業務計画の作成及び<u>修正</u>に対する指導・助言に関すること</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>記載の適正化</p>

旧		新		備考																												
5 原子力 <b>保安</b> 検査官 (略)		5 原子力 <b>運転</b> 検査官 (略)		原子炉等規制法の改正に合わせた修正																												
6 (略)		6 (略)																														
7 氷見市		7 氷見市		記載の適正化																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 氷見市地域防災計画の作成及び<b>改定</b>に関すること</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2～21 (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		処理すべき事務又は業務の大綱			1 氷見市地域防災計画の作成及び <b>改定</b> に関すること		2～21 (略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 氷見市地域防災計画の作成及び<b>修正</b>に関すること</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2～21 (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		処理すべき事務又は業務の大綱		1 氷見市地域防災計画の作成及び <b>修正</b> に関すること		2～21 (略)																	
処理すべき事務又は業務の大綱																																
1 氷見市地域防災計画の作成及び <b>改定</b> に関すること																																
2～21 (略)																																
処理すべき事務又は業務の大綱																																
1 氷見市地域防災計画の作成及び <b>修正</b> に関すること																																
2～21 (略)																																
8 (略)		8 (略)		県地域防災計画(風水害編)の記載に合わせた修正																												
9 指定地方行政機関		9 指定地方行政機関																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中部経済産業局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> </tr> <tr> <td>北陸地方整備局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大阪航空局</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		機関名	処理すべき事務又は業務の大綱		(略)	(略)	中部経済産業局	(略)	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	北陸地方整備局	(略)	(略)	(略)	大阪航空局	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中部経済産業局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>中部近畿産業保安監督部</u></td> <td><u>1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス等所掌に係る危険物又はその施設、鉱山施設、電気施設、ガス施設の保安に関すること</u></td> </tr> <tr> <td>北陸地方整備局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大阪航空局</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	中部経済産業局	(略)	<u>中部近畿産業保安監督部</u>	<u>1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス等所掌に係る危険物又はその施設、鉱山施設、電気施設、ガス施設の保安に関すること</u>	北陸地方整備局	(略)	(略)	(略)	大阪航空局	(略)
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																															
(略)	(略)																															
中部経済産業局	(略)																															
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																															
北陸地方整備局	(略)																															
(略)	(略)																															
大阪航空局	(略)																															
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																															
(略)	(略)																															
中部経済産業局	(略)																															
<u>中部近畿産業保安監督部</u>	<u>1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス等所掌に係る危険物又はその施設、鉱山施設、電気施設、ガス施設の保安に関すること</u>																															
北陸地方整備局	(略)																															
(略)	(略)																															
大阪航空局	(略)																															

旧		新		備考
小松空港事務所		小松空港事務所		県地域防災計画(風水害編)の記載に合わせた修正  原災法の規定に合わせた修正  指定地方行政機関の追加
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>国土地理院</u> <u>北陸地方測量部</u>	<u>1 防災に関する情報の収集、地理空間情報提供に関すること</u> <u>2 災害時における被害情報の収集・把握に役立つ地理空間情報の提供、災害復旧・復興のための緊急測量の実施に関すること</u> <u>3 災害復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言</u>	
東京管区气象台 富山地方气象台	(略)	東京管区气象台 富山地方气象台	(略)	
伏木海上保安部	1～2 (略) 3 海上の緊急事態応急対策実施区域及び <u>そ</u> <u>の</u> 周辺における治安の確保に関すること 4～5 (略)	伏木海上保安部	1～2 (略) 3 海上の緊急事態応急対策実施区域及び <u>原</u> <u>子力災害事後対策実施区域並びにこれらの</u> 周辺における治安の確保に関すること 4～5 (略)	
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>中部地方環境事務所</u>	<u>1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること</u> <u>2 災害時における廃棄物に関すること</u>	
10 指定公共機関		10 指定公共機関		
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	
(略)	(略)	(略)	(略)	
独立行政法人国立	(略)	独立行政法人国立	(略)	

旧		新		備考
病院機構		病院機構		
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	北陸電力	<u>1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること</u> <u>2 災害時における電力供給の確保に関すること</u>	
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	北陸電力送配電株式会社	<u>1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること</u> <u>2 災害時における電力供給に関すること</u>	
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	関西電力株式会社 北陸支社	<u>1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること</u> <u>2 災害時における電力融通に関すること</u>	
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	関西電力送配電株式会社北陸電力本部	<u>1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること</u> <u>2 災害時における電力融通に関すること</u>	
日本通運株式会社 富山支店	(略)	日本通運株式会社 富山支店	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	
11 (略)		11 (略)		
12 指定地方公共機関		12 指定地方公共機関		
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	
鉄軌道・バス事業会	(略)	鉄軌道・バス事業会	(略)	

旧		新		備考
社 富山地方鉄道 <del>(株)</del> あいの風とやま鉄 道 <del>(株)</del> 加越能バス <del>(株)</del>		社 富山地方鉄道 <del>株式</del> <del>会社</del> あいの風とやま鉄 道 <del>株式</del> 会社 加越能バス <del>株式</del> 会 <del>社</del>		表記の統一
ガス供給事業株式会 社等 日本海ガス <del>(株)</del> 高岡ガス <del>(株)</del> <del>(一社)</del> 日本コミ ュニティーガス協 会北陸支部 <del>(一社)</del> 富山県エ ルピーガス協会	(略)	ガス供給事業株式会 社等 日本海ガス <del>株式</del> 会 <del>社</del> 高岡ガス <del>株式</del> 会社 <del>一般</del> 社団法人日本 コミュニティガス協 会北陸支部 <del>一般</del> 社団法人富山 県エルピーガス協 会	(略)	表記の統一
自動車運送事業会社 <del>(一社)</del> 富山県ト ラック協会	(略)	自動車運送事業会社 <del>一般</del> 社団法人富山 県トラック協会	(略)	表記の統一
報道機関 北日本放送 <del>(株)</del> 富山テレビ放送 <del>(株)</del>	(略)	報道機関 北日本放送 <del>株式</del> 会 <del>社</del>	(略)	表記の統一

旧		新		備考
<u>(株)</u> チューリップテレビ <u>(株)</u> 北日本新聞社 <u>(株)</u> 北國新聞社富山本社 富山エフエム放送 <u>(株)</u> <u>(一財)</u> 富山県ケーブルテレビ協議会		富山テレビ放送 <u>株式会社</u> <u>株式会社</u> チューリップテレビ <u>株式会社</u> 北日本新聞社 <u>株式会社</u> 北國新聞社富山本社 富山エフエム放送 <u>株式会社</u> <u>一般社団法人</u> 富山県ケーブルテレビ協議会		表記の統一
<u>(公社)</u> 富山県医師会 <u>(公社)</u> 富山県看護協会 <u>(公社)</u> 富山県薬剤師会 <u>(一社)</u> 富山県歯科医師会	(略)	<u>公益社団法人</u> 富山県医師会 <u>公益社団法人</u> 富山県看護協会 <u>公益社団法人</u> 富山県薬剤師会 <u>一般社団法人</u> 富山県歯科医師会	(略)	表記の統一
<u>(福)</u> 富山県社会福祉協議会	(略)	<u>社会福祉法人</u> 富山県社会福祉協議会	(略)	表記の統一
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>土地改良区</u>	<u>1 水門、水路、ため池等の施設の整備及び</u>	

旧		新		備考
			<u>防災管理並びに災害復旧に関すること</u>	県地域防災計画(風水害編)の記載に合わせた修正 記載の適正化
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	指定水防管理団体	<u>1 水防施設、資機材の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること</u>	
13 北陸電力		13 <u>原子力事業者(北陸電力)</u>		原災法の規定に合わせた修正
処理すべき事務又は業務の大綱		処理すべき事務又は業務の大綱		
1～2 (略) 3 原子力防災組織の設置に関すること  <u>4</u> 発電所の防災体制の整備に関すること <u>5</u> 関係市町村の住民等への放射線防護等に関する知識の普及・啓発に関すること <u>6</u> 発電所の災害予防に関すること <u>7</u> 非常用通信機器及び通信連絡体制の整備に関すること <u>8</u> 放射線測定設備(以下「敷地境界モニタリングポスト」という。)及び計測器等の整備に関すること <u>9</u> 敷地境界モニタリングポストにより測定した放射線量の記録及び公表に関すること <u>10</u> 放射線障害防護用器具及びその他資機材の整備に関すること <u>11</u> 従業員等に対する防災に係る教育訓練等に関すること <u>12</u> 原子力防災対策資料の整備に関すること <u>13</u> 特定事象等発生時の通報等に関すること		1～2 (略) 3 原子力防災組織の設置に関すること <u>4 原子力防災管理者等の選任又は解任に関すること</u> <u>5 原災法に基づく原子力防災要員等の届出に関すること</u> <u>6</u> 発電所の防災体制の整備に関すること <u>7</u> 関係市町村の住民等への放射線防護等に関する知識の普及・啓発に関すること <u>8</u> 発電所の災害予防に関すること <u>9</u> 非常用通信機器及び通信連絡体制の整備に関すること <u>10</u> 放射線測定設備(以下「敷地境界モニタリングポスト」という。)及び計測器等の整備に関すること <u>11</u> 敷地境界モニタリングポストにより測定した放射線量の記録及び公表に関すること <u>12</u> 放射線障害防護用器具及びその他資機材の整備に関すること <u>13</u> 従業員等に対する防災に係る教育訓練等に関すること <u>14</u> 原子力防災対策資料の整備に関すること <u>15</u> 特定事象等発生時の通報等に関すること		

旧	新	備考
<p><u>14</u> 発電所の敷地内の応急対策に関すること</p> <p><u>15</u> 災害状況等の把握及び防災関係機関に対する情報の提供に関すること</p> <p><u>16</u> 緊急時モニタリングの実施に関すること</p> <p><u>17</u> 合同対策協議会等への参加等に関すること</p> <p><u>18</u> 県、氷見市、その他の市町村及び防災関係機関が実施する防災対策に対する協力及び連携に関すること</p> <p><u>19</u> 汚染の除去等に関すること</p> <p><u>20</u> 災害復旧に関すること</p> <p><u>21</u> 損害賠償の請求等への対応に関すること</p>	<p><u>16</u> 発電所の敷地内の応急対策に関すること</p> <p><u>17</u> 災害状況等の把握及び防災関係機関に対する情報の提供に関すること</p> <p><u>18</u> 緊急時モニタリングの実施に関すること</p> <p><u>19</u> 合同対策協議会等への参加等に関すること</p> <p><u>20</u> 県、氷見市、その他の市町村及び防災関係機関が実施する防災対策に対する協力及び連携に関すること</p> <p><u>21</u> 汚染の除去等に関すること</p> <p><u>22</u> 災害復旧に関すること</p> <p><u>23</u> 損害賠償の請求等への対応に関すること</p>	

富山県地域防災計画（原子力災害編）修正案（第2章） 新旧対照表

旧	新	備考
<p>第1節～第4節 （略）</p> <p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 関係機関との平常時からの連携（県総合政策局、各防災関係機関）</p> <p>県は、平常時から関係機関、事業者等との間で、協定の締結など連携強化を進めることにより、災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。なお、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、関係機関、事業者等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、当該機関のノウハウや能力等の活用に努める。</p> <p>第3 資機材利用に係る関係機関との連携（県総合政策局、各防災関係機関）</p> <p>県は、燃料、発電機（非常用電源車を含む。）、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材の<u>種類</u>、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握し、<u>その</u>不足が懸念される場合には、関係機関や事業者等との連携に努める。</p> <p>第4 （略）</p>	<p>第1節～第4節 （略）</p> <p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 関係機関との平常時からの連携（県総合政策局、各防災関係機関）</p> <p>県は、平常時から関係機関、事業者等との間で、協定の締結など連携強化を進めることにより、災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、<u>訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど</u>、実効性の確保に留意するものとする。なお、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、関係機関、事業者等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、当該機関のノウハウや能力等の活用に努める。</p> <p>第3 資機材利用に係る関係機関との連携（県総合政策局、各防災関係機関）</p> <p>県は、燃料、発電機（非常用電源車を含む。）、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材<u>について</u>、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握し<u>た上で</u>、不足が懸念される場合には、関係機関や<u>民間</u>事業者との連携に努める。</p> <p>第4 （略）</p>	<p></p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

旧	新	備考
<p><b>第6節 情報の収集・連絡体制等の整備</b></p> <p><b>第1 情報の収集・連絡体制の整備</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 機動的な情報収集体制（県総合政策局、市町村、各防災関係機関）</p> <p>県は、機動的な情報収集活動を行うため、国、氷見市及びその他の市町村等と協力し、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図る。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 非常通信協議会との連絡（北陸総合通信局、県総合政策局、経営管理部、市町村）</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。</p> <p>5～8 (略)</p> <p><b>第2 (略)</b></p> <p><b>第3 通信手段の確保</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 通信手段・経路の多様化</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p><b>第6節 情報の収集・連絡体制等の整備</b></p> <p><b>第1 情報の収集・連絡体制の整備</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 機動的な情報収集体制（県総合政策局、市町村、各防災関係機関）</p> <p>県は、機動的な情報収集活動を行うため、国、氷見市及びその他の市町村等と協力し、必要に応じヘリコプター、<u>無人航空機</u>、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図る。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 非常通信協議会との連絡（北陸総合通信局、県総合政策局、経営管理部、市町村）</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。<u>この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。</u></p> <p>5～8 (略)</p> <p><b>第2 (略)</b></p> <p><b>第3 通信手段の確保</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 通信手段・経路の多様化</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p></p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

旧	新	備考
<p>(4) 多様な情報収集・伝達システムの整備</p> <p>県は、国（内閣府、警察庁、消防庁、国土交通省、海上保安庁等）の協力のもと、<u>被災現場の状況を迅速に収集するため、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。また、収集された画像を配信するための通信網の整備を図るものとする。</u></p> <p>(5) 災害時優先電話等の活用</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用に配備されている無線電話等の機器については、運用方法等について習熟しておく。</p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p><b>第7節 緊急事態応急体制の整備</b></p> <p><b>第1～第10 (略)</b></p> <p><b>第11 広域的な応援協力体制の拡充・強化（県総合政策局、市町村、北陸電力、各防災関係機関）</b></p> <p>(略)</p> <p>また、県は、災害時において、防災関係機関の円滑な協力</p>	<p>(4) 多様な情報収集・伝達システムの整備</p> <p>県は、国（内閣府、警察庁、消防庁、<u>防衛省</u>、国土交通省、海上保安庁、<u>文部科学省</u>等）の協力のもと、<u>機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、無人航空機、巡視船、車両、人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに</u>、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。</p> <p>(5) 災害時優先電話等の活用</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用に配備されている無線電話等の機器については、運用方法等について習熟しておく。<u>また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。</u></p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p><b>第7節 緊急事態応急体制の整備</b></p> <p><b>第1～第10 (略)</b></p> <p><b>第11 広域的な応援協力体制の拡充・強化（県総合政策局、市町村、北陸電力、各防災関係機関）</b></p> <p>(略)</p> <p>また、県は、災害時において、防災関係機関の円滑な協力</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の記載に合わせた修正</p>

旧	新	備考
<p>が得られるよう、災害時の応援協定を締結しており、今後、さらに推進する。</p> <p>(略)</p> <p><b>第12 (略)</b></p> <p><b>第8節 環境放射線モニタリング体制の整備</b></p> <p>緊急時モニタリングを実施するために、国<u>(原子力規制委員会(全面緊急事態においては、原子力災害対策本部。緊急時モニタリングに関しては、以下同じ。))</u>の統括の下、緊急時モニタリングセンターが設置される。緊急時モニタリングセンターは、国(原子力規制委員会、関係省庁)、地方公共団体、原子力事業者及び指定公共機関等の要員により構成される。県は、国(原子力規制委員会)が行う緊急時モニタリングセンターの体制の整備に協力する。</p> <p><b>第1～第5 (略)</b></p> <p><b>第6 緊急時モニタリングの測定結果共有・公表システム(原子力規制委員会、内閣府、県総合政策局、生活環境文化部、北陸電力)</b></p> <p>国は、緊急時モニタリングセンターと原子力災害現地対策本部が緊密に連携できるよう、緊急時モニタリングセンターの企画調整及び情報収集に係る機能を整備する。</p>	<p>が得られるよう、災害時の応援協定を締結しており、今後、さらに推進する。<u>なお、県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p><b>第12 (略)</b></p> <p><b>第8節 環境放射線モニタリング体制の整備</b></p> <p>緊急時モニタリングを実施するために、国の統括の下、緊急時モニタリングセンターが設置される。緊急時モニタリングセンターは、国(原子力規制委員会、関係省庁)、地方公共団体、原子力事業者及び<u>関係</u>指定公共機関等の要員により構成される。県は、国(原子力規制委員会)が行う緊急時モニタリングセンターの体制の整備に協力する。</p> <p><b>第1～第5 (略)</b></p> <p><b>第6 緊急時モニタリングの測定結果共有・公表システム(原子力規制委員会、内閣府、県総合政策局、生活環境文化部、北陸電力)</b></p> <p>国は、緊急時モニタリングセンターと原子力災害現地対策本部が緊密に連携できるよう、緊急時モニタリングセンターの企画調整及び情報収集に係る機能を<u>原則としてオフサイトセンターに</u></p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>原子力災害対策指針の記載に合わせた修正</p> <p>原子力災害対策指針の記載に合わせた修正</p>

旧	新	備考
<p>(略)</p> <p>第7 (略)</p> <p>第9節 避難の受入れ活動体制の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 避難所等の整備等</p> <p>1 避難所等の整備（県総合政策局、厚生部、教育委員会、市町村）</p> <p>(略)</p> <p>県は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努めるよう、<u>また、</u>避難所等閉鎖後の除染措置を検討しておくよう助言する。</p> <p>2～8 (略)</p>	<p>整備する<u>とともに、県、立地県である石川県、氷見市等との情報共有のために必要な通信機器等を整備する。</u></p> <p>(略)</p> <p>第7 (略)</p> <p>第9節 避難の受入れ活動体制の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 <b>指定</b>避難所等の整備等</p> <p>1 <b>指定</b>避難所等の整備（県総合政策局、厚生部、教育委員会、市町村）</p> <p>(略)</p> <p>県は、<u>氷見市及びその他の市町村に対し、</u>指定避難所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努めるよう<u>助言するとともに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、</u>感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、<u>必要な場合には、ホテルや旅館の活用やその場合の受入れ態勢等も含めて検討するよう助言する。また、避難又は一時移転が必要な住民に対しては、避難所が過密になることを防ぐため、可能な場合には親戚や友人の家等への分散避難も検討するよう周知に努めることについて助言する。さらに、指定</u>避難所等閉鎖後の除染措置を検討しておくよう助言する。</p> <p>2～8 (略)</p>	<p>原子力災害対策指針の記載に合わせた修正</p> <p>原子力災害対策指針の記載に合わせた修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

旧	新	備考
<p>9 物資の備蓄に係る整備（県総合政策局、厚生部、教育委員会、市町村）</p> <p>県は、氷見市及びその他の市町村に対し、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるよう助言する。</p> <p>第3～第9 （略）</p> <p>第10節 飲食物の<u>出荷制限、摂取制限等</u></p> <p>第1 飲食物の<u>出荷制限、摂取制限</u>に関する体制整備（原子力規制委員会、内閣府、厚生労働省、農林水産省、県厚生部、農林水産部）</p> <p>県は、国及び関係機関と協議し、飲食物の<u>出荷制限、摂取制限</u>に関する体制をあらかじめ定めておく。</p> <p>第2 飲食物の<u>出荷制限、摂取制限等</u>を行った場合の住民への供給体制の確保（原子力規制委員会、内閣府、厚生労働省、農林水産省、県厚生部、農林水産部、市町村）</p> <p>県は、氷見市及びその他の市町村に対し、国から飲食物の<u>出荷制限、摂取制限等</u>の指示がなされた場合の住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくよう助言する。</p>	<p>9 物資の備蓄に係る整備（県総合政策局、厚生部、教育委員会、市町村）</p> <p>県は、氷見市及びその他の市町村に対し、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、<u>マスク、消毒液</u>、炊出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるよう助言する。<u>また、県は、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるよう助言する。</u></p> <p>第3～第9 （略）</p> <p>第10節 飲食物の<u>摂取制限及び出荷制限</u></p> <p>第1 飲食物の<u>摂取制限及び出荷制限</u>に関する体制整備（原子力規制委員会、内閣府、厚生労働省、農林水産省、県厚生部、農林水産部）</p> <p>県は、国及び関係機関と協議し、飲食物の<u>摂取制限及び出荷制限</u>に関する体制をあらかじめ定めておく。</p> <p>第2 飲食物の<u>摂取制限及び出荷制限</u>を行った場合の住民への供給体制の確保（原子力規制委員会、内閣府、厚生労働省、農林水産省、県厚生部、農林水産部、市町村）</p> <p>県は、氷見市及びその他の市町村に対し、国から飲食物の<u>摂取制限及び出荷制限</u>の指示がなされた場合の住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくよう助言する。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>原子力災害対策指針の記載に合わせた修正</p> <p>原子力災害対策指針の記載に合わせた修正</p>

旧	新	備考
<p><b>第 11 節 緊急輸送活動体制の整備</b></p> <p><b>第 1</b> (略)</p> <p><b>第 2 緊急輸送路の確保体制等の整備</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 道路交通管理体制の整備 (県警察本部、各道路管理者)</p> <p>国 (警察庁、国土交通省)、県、氷見市及びその他の市町村は、各々が管理する情報板等の道路交通関連設備について、<u>災害に対する安全性の確保を図るとともに、災害時の道路交通管理体制を整備する。また、県警察は、災害時の交通規制を円滑に行うため、警備業者等との間に交通誘導の実施等の応急対策業務に関する協定等の締結に努める。</u></p> <p>3 運転者の義務等の周知 (県警察本部)</p> <p>県警察は、国 (警察庁) と協力し、災害時において<u>道路</u>交通規制が実施された場合の運転者の義務等について周知を図る。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>7 運送事業者等との連携 (県関係部局)</p> <p>県は、国 (国土交通省等) と連携し、<u>必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。</u></p>	<p><b>第 11 節 緊急輸送活動体制の整備</b></p> <p><b>第 1</b> (略)</p> <p><b>第 2 緊急輸送路の確保体制等の整備</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 道路交通管理体制の整備 (県警察本部、各道路管理者)</p> <p>国 (警察庁、国土交通省)、県、氷見市及びその他の市町村は、各々が管理する<u>信号機</u>、情報板等の道路交通関連<u>施設</u>について災害に対する安全性の確保を図るとともに、災害時の道路交通管理体制を整備する。また、県警察は、災害時の交通規制を円滑に行うため、警備業者等との間に交通誘導の実施等の応急対策業務に関する協定等の締結に努める。</p> <p>3 運転者の義務等の周知 (県警察本部)</p> <p>県警察は、国 (警察庁) と協力し、災害時において交通規制が実施された場合の<u>車両</u>の運転者の義務等について周知を図る。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>7 運送事業者等との連携 (県関係部局)</p> <p>県は、国 (国土交通省等) と連携し、<u>緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努める。この際、県は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努め</u></p>	<p></p> <p>防災基本計画の記載に合わせた修正</p> <p>防災基本計画の記載に合わせた修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

旧	新	備考
<p>8 緊急輸送のための環境整備（県関係部局）</p> <p>県は、国（経済産業省、国土交通省）と連携し、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進する。</p> <p>9 （略）</p> <p><b>第12節 救助・救急、消火及び防護資機材等の整備</b></p> <p><b>第1～第4</b> （略）</p> <p><b>第5 物資の調達、供給活動</b></p> <p>1 物資の備蓄・調達・輸送体制の整備（県総合政策局、厚生部、市町村、日本赤十字社富山県支部）</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、国と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえ、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておく。また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合や、冬季には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を</p>	<p>る。</p> <p>8 緊急輸送のための環境整備（県関係部局）</p> <p>県は、国（経済産業省、国土交通省）と連携し、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進する。</p> <p>9 （略）</p> <p><b>第12節 救助・救急、消火及び防護資機材等の整備</b></p> <p><b>第1～第4</b> （略）</p> <p><b>第5 物資の調達、供給活動</b></p> <p>1 物資の備蓄・調達・輸送体制の整備（県総合政策局、厚生部、市町村、日本赤十字社富山県支部）</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、国及び北陸電力と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。また、備蓄を行うに当たって、大規模な災害が発生した場合や、冬季には、物資の調達や輸送</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

旧	新	備考
<p>設けるなど、体制の整備に努める。</p> <p>2～3 (略)</p> <p><b>第13節 緊急時医療体制の整備</b></p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 原子力災害医療体制の構築（原子力規制委員会、広島大学、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、県診療放射線技師会、県総合政策局、厚生部、市町村、日本赤十字社富山県支部、関係医療機関）</p> <p>1 原子力災害拠点病院、原子力災害医療協力機関の整備</p> <p>(1) 県は、<u>国又は国が指定する原子力災害医療・総合支援センターと協力して</u>、原子力災害拠点病院の指定及び原子力災害医療協力機関の募集など、原子力災害医療体制の整備に努める。また、おおむね3年ごとに、拠点病院及び協力機関が施設要件に合致しているか否かを確認する。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>が<u>平常時</u>のようにには実施できないという認識に立って、<u>初期の対応に十分な量の物資</u>を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う<u>など</u>の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。<u>さらに、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。</u></p> <p>2～3 (略)</p> <p><b>第13節 原子力災害医療体制の整備</b></p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 原子力災害医療体制の構築（原子力規制委員会、広島大学、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、県診療放射線技師会、県総合政策局、厚生部、市町村、日本赤十字社富山県支部、関係医療機関）</p> <p>1 原子力災害拠点病院、原子力災害医療協力機関の整備</p> <p>(1) 県は、<u>高度被ばく医療センター、原子力災害医療・総合支援センター、北陸電力等と調整の上、原子力災害医療の中核的機能を担うための拠点となる</u>原子力災害拠点病院を指定し、<u>原子力災害医療協力機関を登録する</u>など、原子力災害医療体制の整備に努める。また、おおむね3年ごとに、拠点病院及び協力機関が施設要件に合致しているか否かを確認する。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>表記の統一</p> <p>防災基本計画の記載に合わせた修正</p>

旧	新	備考
<p>2～3 (略)</p> <p>第3～第5 (略)</p> <p><b>第6 安定ヨウ素剤の<b>予防</b>服用体制の整備</b>（原子力規制委員会、県医師会、県薬剤師会、県看護協会、県総合政策局、厚生部、市町村、関係医療機関）</p> <p>1 緊急時における配布体制の整備</p> <p>県及び氷見市は、緊急時に住民等が避難や一時移転等を行う際に安定ヨウ素剤を服用できるよう、配布場所、配布のための手続き、配布及び服用に関与する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定めるとともに、配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄する。</p> <p>2 事前配布体制の整備</p> <p>県及び氷見市は、原子力災害対策指針を踏まえ、医療機関等と連携して、避難の際に配布場所で安定ヨウ素剤を受け取ることが困難と想定される地域等の住民等に対して、安定ヨウ素剤の<b>配布体制を整備し</b>、速やかに安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう、準備する。</p> <p>【事前配布の手順】</p> <p><u>(1) 県及び氷見市は、事前配布用の安定ヨウ素剤を医療施設、学校などの公共施設等において管理するとともに、事前配布後における住民の紛失や一時滞在者に対する配布等に</u></p>	<p>(2) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第3～第5 (略)</p> <p><b>第6 安定ヨウ素剤の<b>配布及び</b>服用体制の整備</b>（原子力規制委員会、県医師会、県薬剤師会、県看護協会、県総合政策局、厚生部、市町村、関係医療機関）</p> <p>1 緊急時における配布体制の整備</p> <p>県及び氷見市は、緊急時に住民等が避難や一時移転等を行う際に、<u>国（原子力規制委員会）の判断を踏まえ、速やかに</u>安定ヨウ素剤を服用できるよう、<u>原子力災害対策指針を参考に</u>、配布場所、配布のための手続き、配布及び服用に関与する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定めるとともに、配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ<u>避難経路近傍等の</u>適切な場所に備蓄する。</p> <p>2 事前配布体制の整備</p> <p>県及び氷見市は、原子力災害対策指針を踏まえ、<u>必要と認められる場合は</u>、医療機関等と連携して、避難の際に配布場所で安定ヨウ素剤を受け取ることが困難と想定される地域等の住民等に対して、安定ヨウ素剤の<b>事前配布を行い</b>、速やかに安定ヨウ素剤の服用が行えるよう、準備する。</p> <p>【事前配布の<b>留意点及び</b>手順】</p> <p><u>・県及び氷見市による安定ヨウ素剤の事前配布は、放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばく及びその健康影響の年齢による違いを考慮して行う。</u></p>	<p>原子力災害対策指針の改正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の記載に合わせた修正</p> <p>県原子力災害医療対応マニュアルの記載に合わせた修正</p> <p>原子力災害対策指針の改正に伴う修正</p>

旧	新	備考
<p><u>備え、予備の安定ヨウ素剤の備蓄を行う。</u></p> <p><u>(2) 県及び氷見市は、安定ヨウ素剤の事前配布を行うに当たっては、対象となる住民向けの説明会を開催し、原則として、医師による説明を行うものとする。また、説明会の開催にあわせ、調査票や問診等により、禁忌者やアレルギーの有無等の把握に努める。</u></p> <p><u>(3) 県及び氷見市は、説明会において、安定ヨウ素剤の事前配布に関する説明を受けた住民に対し、説明会での説明事項を記した説明書を付して、安定ヨウ素剤を必要量のみ配布する。</u></p> <p><u>(4) 氷見市は、県と連携して、住民に事前配布した安定ヨウ素剤については、使用期限である3年ごとに回収し、新しい安定ヨウ素剤を再配布する。また、転出者・転入者に対する速やかな安定ヨウ素剤の回収・配布に努める。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>・ 県及び氷見市は、事前配布用の安定ヨウ素剤を購入し、公共施設（庁舎、保健所、医療機関、薬局、学校等）で管理する。</u></li> <li><u>・ 県及び氷見市は、事前配布のために原則として住民への説明会を開催する。説明会においては、原則として医師により、安定ヨウ素剤の配布目的、効能又は効果、服用指示の手順とその連絡方法、配布後の保管方法、服用時期、服用を優先すべき対象者、副作用等の留意点等を説明し、それらを記載した説明書とともに安定ヨウ素剤を配布する。</u></li> <li><u>・ 県及び氷見市は、配布等を円滑に行うために、説明会等において、薬剤師に医師への協力等を要請することができる。</u></li> <li><u>・ 県及び氷見市は、説明会に参加できない住民に対しては、医師による説明を受けることができる公共施設や医療機関に住民が出向き、説明を受けた上で受領できるよう対応する必要がある。</u></li> <li><u>・ 県及び氷見市は、住民への説明会を定期的を開催することを前提とした上で、地域の実情を踏まえ、地域の医師会及び薬剤師会との協議の上、薬剤師会会員が所属する薬局等を指定し、その薬局等で安定ヨウ素剤を配布することもできる。</u></li> <li><u>・ 県及び氷見市は、歩行困難である等のやむを得ない事情により説明が受けられない者には、家族等が代理受領し、説明書とともに説明内容を当該対象者に伝えることを確認</u></li> </ul>	<p>原子力災害対策指針の改正に伴う修正</p>

旧	新	備考
<p>3 (略)</p> <p>第14節～第19節 (略)</p>	<p><u>した上で配布する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>県及び氷見市は、配布や代理受領に際しては、他の者に譲り渡さないよう指示するとともに、調査票等への回答や問診の実施等を通じて服用を優先すべき対象者等の把握に努める</u></li> <li>・<u>県及び氷見市は、紛失等により安定ヨウ素剤を携行していない住民や一時滞在者等に対して追加配布できるよう予備の安定ヨウ素剤を備蓄する。</u></li> <li>・<u>県及び氷見市は、転出者又は転入者があった場合は速やかに安定ヨウ素剤の回収又は配布をするよう努める。また、安定ヨウ素剤の更新時期の管理方法と使用期限が切れた製剤の確実な回収方法についてあらかじめ定め、実施する。</u></li> </ul> <p>3 (略)</p> <p>第14節～第19節 (略)</p>	<p>原子力災害対策指針の改正に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（原子力災害編）修正案（第3章） 新旧対照表

旧	新	備考
<p>第1節 (略)</p> <p>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 (略)</p> <p>第1 施設敷地緊急事態発生情報等の連絡</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 北陸電力から施設敷地緊急事態発生時の通報があった場合 (原子力規制委員会、内閣府、県総合政策局、市町村、各防災関係機関、北陸電力)</p> <p>(略)</p> <p>(1) 北陸電力の通報</p> <p>北陸電力の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生後又は発生の通報を受けた場合、県をはじめ官邸(内閣官房)、原子力規制委員会、内閣府、氷見市、県警察、原子力防災専門官、氷見警察署、氷見市消防本部及び伏木海上保安部等に対して、直ちに、「特定事象発生通報」(原子力事業者防災業務計画様式9)をファクシミリ等により一斉に送信する。さらに、送信後、直ちに県をはじめ官邸(内閣官房)、原子力規制委員会、内閣府、氷見市及び県警察等主要な機関等に対してはその着信を確認する。なお、県は通報を受けた事象に対する北陸電力への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努める。</p>	<p>第1節 (略)</p> <p>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 (略)</p> <p>第1 施設敷地緊急事態発生情報等の連絡</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 北陸電力から施設敷地緊急事態発生時の通報があった場合 (原子力規制委員会、内閣府、県総合政策局、市町村、各防災関係機関、北陸電力)</p> <p>(略)</p> <p>(1) 北陸電力の通報</p> <p>北陸電力の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生後又は発生の通報を受けた場合、<u>原子力事業者防災業務計画第3章第1節1.(2)に基づき</u>、県をはじめ官邸(内閣官房)、原子力規制委員会、内閣府、氷見市、県警察、原子力防災専門官、氷見警察署、氷見市消防本部及び伏木海上保安部等に対して、直ちに、「特定事象発生通報」(原子力事業者防災業務計画様式9)をファクシミリ<u>装置</u>により一斉に送信する。さらに、送信後、直ちに県をはじめ官邸(内閣官房)、原子力規制委員会、内閣府、氷見市及び県警察等主要な機関等に対してはその着信を確認する。なお、県は、<u>通報</u>を受けた事象に対する北陸電力への問い合わせについては、<u>簡潔</u>、明瞭に行うよう努める。</p>	<p>原子力事業者 防災業務計画 の記載を踏ま えた修正</p>

旧	新	備考
<p>(2)～(4) (略)</p> <p>4 県のモニタリングポストで施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合（県総合政策局、北陸電力）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 原子力防災専門官の確認等 連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力<b>保安</b>検査官と連携を図りつつ、北陸電力に施設の状況確認を行うよう指示し、県はその結果について速やかに連絡を受ける。</p> <p><b>第2 応急対策活動情報の連絡</b></p> <p>1 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡（原子力規制委員会、内閣府、県総合政策局、市町村、各防災関係機関、北陸電力）</p> <p>(略)</p> <p>(1) 北陸電力の<b>通報連絡</b> 北陸電力の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態の発生の通報を行った場合には、直ちに原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急対策を行い、県をはじめ官邸(内閣官房)、原子力規制委員会、内閣府、氷見市、県警察、原子力防災専門官、氷見警察署、氷見市消防本部、伏木海上保安部、国の関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に対して、発電所の応急対策の概要、発電所の状況、被害の状況等を定期的に「応急措置の概要」（原</p>	<p>(2)～(4) (略)</p> <p>4 県のモニタリングポストで施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合（県総合政策局、北陸電力）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 原子力防災専門官の確認等 連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力<b>運転</b>検査官と連携を図りつつ、北陸電力に施設の状況確認を行うよう指示し、県はその結果について速やかに連絡を受ける。</p> <p><b>第2 応急対策活動情報の連絡</b></p> <p>1 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡（原子力規制委員会、内閣府、県総合政策局、市町村、各防災関係機関、北陸電力）</p> <p>(略)</p> <p>(1) 北陸電力の<b>報告</b> 北陸電力の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態の発生の通報を行った場合には、直ちに原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急対策を行い、<b>原子力事業者防災業務計画第3章第1節4. (2)に基づき</b>、県をはじめ官邸(内閣官房)、原子力規制委員会、内閣府、氷見市、県警察、原子力防災専門官、氷見警察署、氷見市消防本部、伏木海上保安部、国の関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に対して、発電所の応急対策の概要、発</p>	<p>原子炉等規制法の改正に合わせた修正</p> <p>原子力事業者防災業務計画の記載を踏まえた修正</p>

旧	新	備考
<p>子力事業者防災業務計画様式 11) により <u>通報連絡</u> する。北陸電力は、放射性物質の放出状況（量、組成、継続時間等）に関する詳しい情報が得られない場合も、得られた情報は速やかに各機関に連絡する。</p> <p>なお、県及び氷見市は <u>通報</u> を受けた事象に関する北陸電力への問い合わせについては、簡潔、明瞭に行うよう努める。</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>2 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急活動情報、被害情報等の連絡）（内閣府、原子力規制委員会、県総合政策局、関係部局、氷見市、各防災関係機関、北陸電力）</p> <p>(1) 北陸電力の通報 <u>連絡</u></p> <p>北陸電力の原子力防災管理者は、通報に係る事象が全面緊急事態に至った場合は、原子力事業者防災業務計画第3章第3節（1）に基づき、直ちに「特定事象発生通報」（原子力事業者防災業務計画様式9） <u>により</u>、県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、氷見市、県警察、原子力防災専門官、氷見警察署、氷見市消防本部、伏木海上保安部、原子力災害合同対策協議会等に対して、 <u>通報連絡</u> する。</p>	<p>電所の状況、被害の状況等を定期的に「応急措置の概要」（原子力事業者防災業務計画様式 11) により <u>ファクシミリ装置を用いて報告</u> する。北陸電力は、放射性物質の放出状況（量、組成、継続時間等）に関する詳しい情報が得られない場合も、得られた情報は速やかに各機関に連絡する。</p> <p>なお、県及び氷見市は <u>報告</u> を受けた事象に関する北陸電力への問い合わせについては、簡潔、明瞭に行うよう努める。</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>2 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急活動情報、被害情報等の連絡）（内閣府、原子力規制委員会、県総合政策局、関係部局、氷見市、各防災関係機関、北陸電力）</p> <p>(1) 北陸電力の通報</p> <p>北陸電力の原子力防災管理者は、通報に係る事象が全面緊急事態に至った場合は、原子力事業者防災業務計画第3章第3節 <u>1.</u>（1）に基づき、直ちに「特定事象発生通報」（原子力事業者防災業務計画様式9） <u>を</u>、県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、氷見市、県警察、原子力防災専門官、氷見警察署、氷見市消防本部、伏木海上保安部、原子力災害合同対策協議会等に対して、 <u>ファクシミリ装置を用いて送信</u> する。 <u>さらに、送信後、直ちに県をはじめ官邸（内閣官房）、原子</u></p>	<p>原子力事業者防災業務計画の記載を踏まえた修正</p> <p>原子力事業者防災業務計画の記載を踏まえた修正</p>

旧	新	備考
<p>(2) ~ (3) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><b>第3</b> (略)</p> <p><b>第3節 活動体制の確立</b></p> <p><b>第1 県の活動体制</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害対策本部等の設置 (県総合政策局、各部局、県警察本部)</p> <p>(1) 情報収集事態対策のための体制 (情報収集体制)</p>	<p><u>力規制委員会、内閣府、氷見市及び県警察等主要な機関等に対してはその着信を確認する。なお、県は、通報を受けた事象に対する北陸電力への問い合わせについては、簡潔、明瞭に行うよう努める。</u></p> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p><u>(4) 防護措置実施に当たっての状況把握及び協力等</u></p> <p><u>県、氷見市及びその他の市町村が全面緊急事態における防護措置を実施するに当たり、次の事項について、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部等において、指示内容の判断のため県、氷見市及びその他の市町村より事前の状況把握等を行うとともに、指示後においても、原子力災害合同対策協議会において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国と県、氷見市及びその他の市町村はそれぞれが実施する対策について相互に協力する。</u></p> <p><u>・UPZ内の屋内退避の対象者の数と屋内退避の方針</u></p> <p><u>・その他必要な事項</u></p> <p><b>第3</b> (略)</p> <p><b>第3節 活動体制の確立</b></p> <p><b>第1 県の活動体制</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害対策本部等の設置 (県総合政策局、各部局、県警察本部)</p> <p>(1) 情報収集事態対策のための体制 (情報収集体制)</p>	<p>原子力事業者 防災業務計画 の記載を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画 の修正に伴う 修正</p>

旧		新		備考
(略) イ 所掌事務		(略) イ 所掌事務		原子炉等規制法の改正に合わせた修正
課名	所掌事務	課名	所掌事務	
防災・危機管理課 消防課	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制委員会、消防庁、原子力防災専門官、原子力保安検査官、氷見市、その他の市町村、防災関係機関及び北陸電力との通報</li> <li>連絡に関すること</li> <li>事故状況の把握に関すること</li> <li>情報収集体制の総合調整に関すること</li> </ul>	防災・危機管理課 消防課	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制委員会、消防庁、原子力防災専門官、原子力運転検査官、氷見市、その他の市町村、防災関係機関及び北陸電力との通報</li> <li>連絡に関すること</li> <li>事故状況の把握に関すること</li> <li>情報収集体制の総合調整に関すること</li> </ul>	
(略)	(略)	(略)	(略)	
(2) 警戒事態対策のための体制 (警戒体制) (略) イ 所掌事務		(2) 警戒事態対策のための体制 (警戒体制) (略) イ 所掌事務		表記の統一
課名	所掌事務	課名	所掌事務	
防災・危機管理課 消防課	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制委員会、内閣府、消防庁、氷見市、その他の市町村、防災関係機関及び北陸電力との通報</li> <li>連絡に関すること</li> <li>事故状況の把握に関すること</li> <li>警戒体制 (緊急被ばく医療体制、</li> </ul>	防災・危機管理課 消防課	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制委員会、内閣府、消防庁、氷見市、その他の市町村、防災関係機関及び北陸電力との通報</li> <li>連絡に関すること</li> <li>事故状況の把握に関すること</li> <li>警戒体制 (原子力災害医療体制、</li> </ul>	
(略)	(略)	(略)	(略)	

旧		新		備考
	緊急時モニタリング班等) の総合調整に関すること		緊急時モニタリング班等) の総合調整に関すること	表記の統一
医務課	・ <u>緊急被ばく</u> 医療体制の準備に関すること	医務課	・ <u>原子力災害</u> 医療体制の準備に関すること	
(略)	(略)	(略)	(略)	
<p>(3) ~ (4) (略)</p> <p>3 ~ 4 (略)</p> <p><b>第2 ~ 第6 (略)</b></p> <p><b>第7 原子力災害被災者生活支援チームとの連携（内閣府、原子力規制委員会、関係省庁、県総合政策局、生活環境文化部、厚生部、市町村）</b></p> <p>国の原子力災害対策本部長は、<u>発電所における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより、避難区域の拡大防止がなされたこと及び初期対応段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、</u>原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、<u>初期対応段階における避難区域の住民避難の完了後の段階において、</u>国が原子力災害対策本部に設置する原子力災害被災者支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下、汚染廃棄物の処理や除染の推進等</p>		<p>(3) ~ (4) (略)</p> <p>3 ~ 4 (略)</p> <p><b>第2 ~ 第6 (略)</b></p> <p><b>第7 原子力被災者生活支援チームとの連携（内閣府、原子力規制委員会、関係省庁、県総合政策局、生活環境文化部、厚生部、市町村）</b></p> <p>国の原子力災害対策本部長は、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、国が原子力災害対策本部に設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下、汚染廃棄物の処理や除染の推進等を行う。</p>		<p>記載の適正化</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>記載の適正化</p>

旧	新	備考
<p>を行う。</p> <p><b>第8</b> (略)</p> <p><b>第4節 緊急時モニタリング</b></p> <p><b>第1</b> (略)</p> <p><b>第2 初期対応段階の緊急時モニタリングの実施（原子力規制委員会、県総合政策局、生活環境文化部、関係部局、市町村、北陸電力）</b></p> <p>1～2 (略)</p> <p><b>3 施設敷地緊急事態以降の緊急時モニタリング</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 緊急時モニタリング実施計画の策定</p> <p>国（原子力規制委員会）は、原子力災害対策指針に基づき、県及び立地県である石川県の緊急時モニタリング計画を基に、周辺住民の住居の分布及び地形を考慮に入れ、また、<u>原子力施設</u>の状況等を参考にしつつ、緊急時モニタリング実施計画を策定することとされている。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 緊急時モニタリング実施計画の<u>改定</u>への参画</p> <p>国（原子力規制委員会）は、<u>発電所の状況、放射線状況及び防護措置の実施状況等に応じて</u>、緊急時モニタリング実施計画を<u>改定</u>するものとされている。</p>	<p><b>第8</b> (略)</p> <p><b>第4節 緊急時モニタリング</b></p> <p><b>第1</b> (略)</p> <p><b>第2 初期対応段階の緊急時モニタリングの実施（原子力規制委員会、県総合政策局、生活環境文化部、関係部局、市町村、北陸電力）</b></p> <p>1～2 (略)</p> <p><b>3 施設敷地緊急事態以降の緊急時モニタリング</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 緊急時モニタリング実施計画の策定<u>等</u></p> <p>国（原子力規制委員会）は、原子力災害対策指針に基づき、県及び立地県である石川県の緊急時モニタリング計画を基に、周辺住民の住居の分布及び地形を考慮に入れ、また、<u>発電所</u>の状況等を参考にしつつ、<u>速やかに</u>緊急時モニタリング実施計画を策定<u>し、各分野の緊急時モニタリングを統括して管理</u>することとされている。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 緊急時モニタリング実施計画の<u>改訂</u>への参画</p> <p>国（原子力規制委員会）は、<u>原子力災害対策指針、緊急時モニタリングの結果、緊急時モニタリングセンターからの意見等を踏まえ</u>、緊急時モニタリング実施計画を<u>適宜改訂</u>するものとされている。</p>	<p>原子力災害対策指針の記載に合わせた修正</p> <p>記載の適正化 防災基本計画の修正に伴う修正</p>



旧	新	備考
<p>(略)</p> <p><b>第2 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施</b></p> <p>1 屋内退避又は避難のための勧告又は指示の連絡、確認等 (原子力規制委員会、内閣府、県総合政策局、市町村)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>よう、避難所の事前調整が必要である。さらに、避難が遅れた住民等や病院、介護施設等に在所している等により早期の避難が困難である住民等が一時的に退避できる施設となるよう、病院、介護施設、学校、公民館等の避難所として活用可能な施設等に、気密性の向上等の放射線防護対策を講じておくことも必要である。</u></p> <p>(略)</p> <p><b>第2 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施</b></p> <p>1 屋内退避又は避難のための勧告又は指示の連絡、確認等 (原子力規制委員会、内閣府、県総合政策局、市町村)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(3) 避難・一時移転実施に当たっての状況把握及び協力等</u> <u>県、氷見市及びその他の市町村が避難・一時移転を実施するに当たり、次の事項について、原子力災害合同対策協議会等において、指示内容の判断のため県、氷見市及びその他の市町村等より事前の状況把握等を行うとともに、指示後においても、同協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国、県、氷見市及びその他の市町村はそれぞれが実施する対策について相互に協力する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・UPZ内の避難・一時移転の対象区域及び対象者の数並びに避難・一時移転の方針</u></li> <li><u>・避難ルート、避難先の概要</u></li> <li><u>・移動手段の確保見込み</u></li> <li><u>・その他必要な手段</u></li> </ul>	<p>原子力災害対策指針の記載に合わせた修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

旧	新	備考
<p>2～6 (略)</p> <p><b>第3 避難所等</b></p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 指定避難所における生活環境の良好な維持（県総合政策局、生活環境文化部、厚生部、市町村）</p> <p>(略)</p> <p>指定避難所の運営に当たっては、市町村は、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を<u>講じる</u>。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の確保に努めるとともに、女性に適した生活環境となるよう、必要な措置を<u>講じる</u>よう努める。さらに、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。</p> <p>なお、県は、氷見市及びその他の市町村が指定避難所において実施する仮設トイレやマンホールトイレの早期設置や、</p>	<p>2～6 (略)</p> <p><b>第3 指定避難所等</b></p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 指定避難所における生活環境の良好な維持（県総合政策局、生活環境文化部、厚生部、市町村）</p> <p>(略)</p> <p>指定避難所の運営に当たっては、市町村は、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を<u>講ずる</u>。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の確保に努めるとともに、女性に適した生活環境となるよう、必要な措置を<u>講ずる</u>よう努める。さらに、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、<u>獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。</u></p> <p><u>氷見市及びその他の市町村は、感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。</u></p> <p>なお、県は、氷見市及びその他の市町村が指定避難所において実施する仮設トイレやマンホールトイレの早期設置や、</p>	<p>表記の統一</p> <p>原子力災害対策指針の改正に伴う修正</p> <p>原子力災害対策指針の改正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

旧	新	備考
<p>清掃、し尿及びごみの収集処理等について支援する。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 避難所等の運営における女性の参画の推進 (県総合政策局、生活環境文化部、県警察本部、市町村)</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。</p> <p><u>避難所の運営に当たっては</u>、市町村は、男女別トイレ、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭等のニーズに配慮する。</p> <p>7～8 (略)</p> <p>第4～第5 (略)</p> <p>第6 避難の際の住民に対する避難退域時検査等及び除染の実施 (県総合政策局、厚生部、市町村、関係医療機関)</p> <p>(略)</p> <p>1 避難退域時検査及び簡易除染</p> <p>県は、国、氷見市及びその他の市町村及び関係機関と連携して、<u>主として避難者を対象として</u>、O I Lに基づく防護措置として避難又は一時移転を指示された住民等 (ただし、放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民等を除く。) を対象に避難退域時検査及び簡易除染を実施する。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>清掃、し尿及びごみの収集処理等について支援する。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 <u>指定</u>避難所等の運営管理における女性の参画の推進 (県総合政策局、生活環境文化部、県警察本部、市町村)</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、<u>指定</u>避難所等の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点に配慮する。</p> <p>市町村は、男女別トイレ、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、<u>巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定</u>避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭等のニーズに配慮した<u>指定</u>避難所等の運営管理に努める。</p> <p>7～8 (略)</p> <p>第4～第5 (略)</p> <p>第6 避難の際の住民に対する避難退域時検査等及び除染の実施 (県総合政策局、厚生部、市町村、関係医療機関)</p> <p>(略)</p> <p>1 避難退域時検査及び簡易除染</p> <p>県は、国、氷見市及びその他の市町村及び関係機関と連携して、O I Lに基づく防護措置として避難又は一時移転を指示された住民等 (ただし、放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民等を除く。) を対象に避難退域時検査及び簡易除染を実施する。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>防災基本計画の記載に合わせた修正</p> <p>県人権教育・啓発に関する基本計画作成による性的少数者への配慮</p> <p>原子力災害対策指針の記載に合わせた修正</p>

旧	新	備考
<p>(2) 簡易除染の方法 (略) 内部被ばくが疑われる場合には、指定された拠点病院に搬送する。 <u>また、吸入被ばくが懸念される場合には、鼻腔の汚染を確認するための鼻スメアを行う。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><b>2 甲状腺スクリーニング</b> 県は、避難退域時検査及び簡易除染や緊急時モニタリングの結果等を踏まえ、放射性ヨウ素による内部被ばくが懸念される場合に、<u>甲状腺スクリーニング</u>を行う。ただし、<u>甲状腺スクリーニング計測</u>では正確な甲状腺被ばく線量を推定することができないことに留意する。 (略)</p> <p><b>第7 安定ヨウ素剤の<b>予防</b>服用</b></p> <p>1 安定ヨウ素剤の<b>予防</b>服用（原子力規制委員会、県医師会、県薬剤師会、県看護協会、県総合政策局、厚生部、市町村、関係医療機関） 県は、原子力災害対策指針を踏まえ、氷見市、その他の市町村、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用に<u>あたって</u>の注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を<u>講じる</u>。</p>	<p>(2) 簡易除染の方法 (略) 内部被ばくが疑われる場合には、指定された拠点病院に搬送する。</p> <p><b>2 鼻スメア</b> <u>県は、吸入被ばくが懸念される場合には、鼻腔の汚染を確認するための鼻スメアを行う。</u></p> <p><b>3 甲状腺モニタリング</b> 県は、避難退域時検査及び簡易除染や緊急時モニタリングの結果等を踏まえ、放射性ヨウ素による<u>甲状腺の</u>内部被ばくが懸念される場合に、<u>甲状腺モニタリング</u>を行う。ただし、<u>甲状腺モニタリング</u>では正確な甲状腺被ばく線量を推定することができないことに留意する。 (略)</p> <p><b>第7 安定ヨウ素剤の<b>配布及び</b>服用</b></p> <p>1 安定ヨウ素剤の<b>配布及び</b>服用（原子力規制委員会、県医師会、県薬剤師会、県看護協会、県総合政策局、厚生部、市町村、関係医療機関） 県は、原子力災害対策指針を踏まえ、氷見市、その他の市町村、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用に<u>当たって</u>の注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を<u>講ずる</u>。</p>	<p>原子力災害対策指針の記載に合わせた修正</p> <p>原子力災害対策指針の改正に伴う修正</p> <p>原子力災害対策指針の改正に伴う修正</p>

旧	新	備考
<p>(1) 緊急時に配布される安定ヨウ素剤の服用指示</p> <p>ア 国の判断及び指示</p> <p>緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原子力施設の状況や緊急時モニタリング結果等に応じて避難や一時移転等と併せて、原子力規制委員会がその必要性を判断し、原子力災害対策本部又は県及び市町村に連絡することとされている。</p> <p>イ 県及び市町村の役割</p> <p>県は、国の原子力災害対策本部からの指示に基づき、又はUPZ内においては独自<sup>1</sup>の判断により、氷見市及びその他の市町村に対して、原則として医師の関与の下で、住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用を指示する。ただし、時間的制約等により、医師を立ち合わせることができない場合には、薬剤師の協力を求める等、あらかじめ定める代替の手続きによって配布・服用指示を行う。</p> <p>氷見市及びその他の市町村は、県からの指示に基づき、又はUPZ内においては独自<sup>1</sup>の判断により、直ちに住民等に安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示する。</p> <p>なお、放射性ヨウ素による甲状腺被ばくの健康影響が大人よりも大きい乳幼児<sup>2</sup>については、優先的な服用をできるようにする。</p> <p>(略)</p>	<p>(1) 緊急時に配布される安定ヨウ素剤の服用指示</p> <p>ア 国の判断及び指示</p> <p>緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原子力施設の状況や緊急時モニタリング結果等に応じて、<u>避難や一時移転等と併せて、原子力規制委員会がその必要性を判断し、原子力災害対策本部又は県及び市町村が住民等に指示</u>することとされている。</p> <p>イ 県及び市町村の役割</p> <p>県は、国の原子力災害対策本部からの指示に基づき、又はUPZ内においては自ら<sup>1</sup>の判断により、氷見市及びその他の市町村に対して、原則として医師の関与の下で、住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用を指示する。ただし、時間的制約等により、医師を立ち合わせることができない場合には、薬剤師の協力を求める等、あらかじめ定める代替の手続きによって配布・服用指示を行う。</p> <p>氷見市及びその他の市町村は、県からの指示に基づき、又はUPZ内においては自ら<sup>1</sup>の判断により、直ちに住民等に安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示する。</p> <p>なお、放射性ヨウ素による甲状腺被ばくの健康影響が<u>大きい妊婦、授乳婦及び未成年者（乳幼児を含む。）</u><sup>2</sup>については、優先的な服用をできるようにする。</p> <p>(略)</p>	<p>原子力災害対策指針の記載に合わせた修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>原子力災害対策指針の改正に伴う修正</p>

旧	新	備考
<p>(2) 事前配布された安定ヨウ素剤の服用指示</p> <p>ア 国の判断及び指示</p> <p>安定ヨウ素剤が事前配布された地域の住民に対して、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、原子力災害対策本部又は県及び市町村に連絡することとされている。</p> <p>イ 県及び市町村の役割</p> <p>県は、原子力災害対策本部の指示に基づき、又は<u>独自</u>の判断により、氷見市に対して、事前配布した地域の住民等へ安定ヨウ素剤の服用を指示する。</p> <p>氷見市は、県から指示があった場合、又は<u>独自</u>の判断により、事前配布した地域の住民等に安定ヨウ素剤の服用を指示する。</p> <p>2 安定ヨウ素剤服用の留意事項（県総合政策局、厚生部、市町村、関係医療機関）</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、安定ヨウ素剤の<u>予防</u>服用に当たっては、<u>副作用や禁忌者等に関する注意を事前に周知するとともに</u>、次の点について留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>安定ヨウ素剤の服用は、放射性ヨウ素以外の他の放射性核種に対しては防護効果がないこと。</u></li> <li>・<u>安定ヨウ素剤の予防服用は、その防護効果のみに過度に依存せず、避難、屋内退避、飲食物摂取制限等の防護措置とともに講ずる必要があること。また、不注意による経口摂取の防止対策も講じる必要があること。</u></li> </ul>	<p>(2) 事前配布された安定ヨウ素剤の服用指示</p> <p>ア 国の判断及び指示</p> <p>安定ヨウ素剤が事前配布された地域の住民に対して、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、原子力災害対策本部又は県及び市町村が住民等に指示することとされている。</p> <p>イ 県及び市町村の役割</p> <p>県は、原子力災害対策本部の指示に基づき、又は<u>自ら</u>の判断により、氷見市に対して、事前配布した地域の住民等へ安定ヨウ素剤の服用を指示する。</p> <p>氷見市は、県から指示があった場合、又は<u>自ら</u>の判断により、事前配布した地域の住民等に安定ヨウ素剤の服用を指示する。</p> <p>2 安定ヨウ素剤服用の留意事項（県総合政策局、厚生部、市町村、関係医療機関）</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、安定ヨウ素剤の服用に当たっては、次の点について留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>安定ヨウ素剤の効能又は効果は、放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくの予防又は低減をすることに限定されており、放射性ヨウ素以外の放射性核種に対しては服用効果がないこと。</u></li> <li>・<u>安定ヨウ素剤の服用効果のみに過度に依存せず、避難、一時移転、屋内退避、飲食物摂取制限等の防護措置と</u></li> </ul>	<p>原子力災害対策指針の記載に合わせた修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>原子力災害対策指針の改正に伴う修正</p>

旧	新	備考
<p data-bbox="324 240 1048 515"> <u>・緊急時に投与・服用する場合は、精神的な不安などにより平時には見られない反応が認められる可能性があること。</u>  <u>・年齢に応じた服用量に留意する必要があること。特に乳幼児については過剰服用に注意し、服用量を守って投与する必要があること。</u> </p> <p data-bbox="203 1259 450 1289"><b>第8～第11</b> (略)</p> <p data-bbox="203 1307 667 1337"><b>第12 飲食物、生活必需品等の供給</b></p> <p data-bbox="266 1356 1048 1386">1 飲食物、生活必需品等の供給・分配及び調達に関する留意</p>	<p data-bbox="1240 240 1944 320"> <u>もに講ずる必要があること。また、誤飲、紛失等の防止対策も講ずる必要があること。</u> </p> <p data-bbox="1218 338 1944 515"> <u>・安定ヨウ素剤の服用効果が十分に得られるよう、服用のタイミングの重要性について平時から周知し、服用のタイミングに係る決定・指示を適切に行う必要があること。</u> </p> <p data-bbox="1218 533 1944 612"> <u>・妊婦、授乳婦及び未成年者（乳幼児を含む。）は、安定ヨウ素剤の服用を優先すべき対象者であること。</u> </p> <p data-bbox="1218 630 1944 756"> <u>・安定ヨウ素剤の成分等に照らすと、副作用として急性のアレルギー反応が生じる可能性は極めて低い、これに対応できる体制を整えておく必要があること。</u> </p> <p data-bbox="1218 774 1944 951"> <u>・甲状腺ホルモンの分泌異常による中長期的な健康影響は、単回服用で生じる可能性は極めて低い、新生児が服用した場合の甲状腺機能低下症は経過観察する等の配慮が必要であること。</u> </p> <p data-bbox="1218 968 1944 1241"> <u>・県、氷見市及びその他の市町村は、服用指示が出た際に、服用を優先すべき対象者や保護者等が服用をちゅうちょすることがないように、服用による副作用のリスクよりも、服用しないことによる甲状腺の内部被ばくの方のリスクの方が大きいことについて、平時から住民に周知を行うこと。</u> </p> <p data-bbox="1099 1259 1346 1289"><b>第8～第11</b> (略)</p> <p data-bbox="1099 1307 1563 1337"><b>第12 飲食物、生活必需品等の供給</b></p> <p data-bbox="1162 1356 1944 1386">1 飲食物、生活必需品等の供給・分配及び調達に関する留意</p>	<p data-bbox="1966 240 2145 367">           原子力災害対策指針の改正に伴う修正         </p>

旧	新	備考
<p>事項（県厚生部、市町村、日本赤十字社富山県支部）</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を<u>行う</u>。</p> <p>（略）</p> <p>2 物資の調達要請（原子力規制委員会、農林水産省、県厚生部、農林水産部、市町村）</p> <p>氷見市及びその他の市町村は、供給すべき物資が不足し、調達<u>の必要がある</u>場合には、県や国（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）、国の原子力災害対策本部等に対し、物資の調達を要請する。</p> <p>3 （略）</p> <p>第6節 （略）</p> <p>第7節 <b>飲食物の<u>出荷制限、摂取制限等</u></b></p> <p>飲食物の摂取制限は、飲食物中の放射性核種濃度の測定を行い、一定以上の濃度が確認された場合に、該当する飲食物の摂取を回避することで経口摂取による内部被ばくの低減を図る防護措置であ</p>	<p>事項（県厚生部、市町村、日本赤十字社富山県支部）</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を<u>効率的に</u>調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を<u>行えるよう、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める</u>。</p> <p>（略）</p> <p>2 物資の調達要請（原子力規制委員会、農林水産省、県厚生部、農林水産部、市町村）</p> <p>氷見市及びその他の市町村は、<u>備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難である</u>場合には、県や国（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）、国の原子力災害対策本部等に対し、物資の調達を要請する。</p> <p>3 （略）</p> <p>第6節 （略）</p> <p>第7節 <b>飲食物の<u>摂取制限及び出荷制限</u></b></p> <p>飲食物の摂取制限<u>及び出荷制限</u>は、飲食物中の放射性核種濃度の測定を行い、一定以上の濃度が確認された場合に、該当する飲食物の摂取を回避することで経口摂取による内部被ばくの低減を図る</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

旧	新	備考
<p>る。</p> <p><b>第1 地域生産物の出荷制限、飲食物の摂取制限（原子力規制委員会、県厚生部、農林水産部、市町村）</b></p> <p><u>緊急事態区分における全面緊急事態においては</u>、経口摂取による内部被ばくの低減を測るため、飲食物中の放射性核種濃度の測定を行い、迅速な摂取制限を行うこととされている。</p> <p>具体的な飲食物の摂取制限の措置は、空間放射線量率に基づき次のとおり<u>講じる</u>。</p> <p>1 一時移転をする地域における<u>出荷制限・摂取制限</u></p> <p>国は、放射性物質が放出された後、O I Lに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の<u>出荷制限・摂取制限</u>を実施するよう、関係地方公共団体に指示することとされている。</p> <p>県は、国の指示に基づき、当該対象地域において、地域生産物の<u>出荷制限及び</u>摂取制限を実施する。</p> <p>2 飲食物に<u>かかる</u>スクリーニング基準を超える地域における<u>出荷制限・摂取制限</u></p> <p>国は、O I Lに基づき、緊急時モニタリングの結果に<u>応じて</u>、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、<u>県における</u>検査計画・検査実施、<u>飲食物の出荷制限等について関係機関に</u>要請する<u>とともに、状況に応じて、</u><u>摂取制限も措置することとされている</u>。</p>	<p>防護措置である。</p> <p><b>第1 地域生産物の摂取制限、飲食物の摂取制限及び出荷制限（原子力規制委員会、県厚生部、農林水産部、市町村）</b></p> <p><u>県は、国の指示・要請に基づき</u>、経口摂取による内部被ばくの低減を測るため、<u>飲食物に係るスクリーニング基準を超える場合は</u>、飲食物中の放射性核種濃度の測定を行い、迅速な摂取制限<u>及び出荷制限</u>を行うこととされている。</p> <p>具体的な飲食物の摂取制限<u>及び出荷制限</u>の措置は、空間放射線量率に基づき次のとおり<u>講ずる</u>。</p> <p>1 一時移転をする地域における<u>摂取制限</u></p> <p>国は、放射性物質が放出された後、O I Lに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の摂取制限を実施するよう、関係地方公共団体に指示することとされている。</p> <p>県は、国の指示に基づき、当該対象地域において、地域生産物の摂取制限を実施する。</p> <p>2 飲食物に<u>係る</u>スクリーニング基準を超える地域における<u>放射性核種濃度測定並びに摂取制限及び出荷制限</u></p> <p>国は、O I Lに基づき、緊急時モニタリングの結果に<u>より</u>飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、<u>県等に</u>検査計画の<u>策定・検査の実施を指示・要請</u>する。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の記載に合わせた修正</p>

旧	新	備考
<p>県は、原子力災害対策指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、国<u>からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け</u>、又は独自の判断により、飲食物の<u>検査</u>を実施する。</p> <p>また、県は、国の<u>指導・助言及び</u>指示に基づき、又は独自の判断により、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の<u>出荷制限、摂取制限等及び</u>これらの解除を実施する。</p> <p>(略)</p> <p><b>第8節～第9節</b> (略)</p> <p><b>第10節 緊急時医療活動</b> (略)</p> <p><b>第11節 住民等への的確な情報伝達活動</b></p> <p><b>第1 住民等への情報伝達活動</b></p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 情報提供に<u>あたって</u>の配慮（県経営管理部、関係部局、各防災関係機関）</p> <p>県は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（<u>発電所の事故の状況、モニタリングの結果や参考としての気象情報等</u>）、<u>農林蓄水産物の放射性物</u></p>	<p><u>国は、当該検査の結果を取りまとめ、その結果に基づき、O I Lの基準等を踏まえ飲食物の摂取制限及び出荷制限の要請について県等に指示する。</u></p> <p>県は、原子力災害対策指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、国の要請<u>に基づき</u>、又は独自の判断により、飲食物の<u>放射性核種濃度測定</u>を実施する。</p> <p>また、県は、国の指示に基づき、又は独自の判断により、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の<u>摂取制限及び出荷制限並びに</u>これらの解除を実施する。</p> <p>(略)</p> <p><b>第8節～第9節</b> (略)</p> <p><b>第10節 原子力災害医療活動</b> (略)</p> <p><b>第11節 住民等への的確な情報伝達活動</b></p> <p><b>第1 住民等への情報伝達活動</b></p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 情報提供に<u>当たって</u>の配慮（県経営管理部、関係部局、各防災関係機関）</p> <p>県は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分に把握し、原子力災害の状況、<u>安否情報、医療機関等の情報、飲食物の放射線核種濃度測定</u>の結果及び出荷制限等の状況、県が</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の記載に合わせた修正</p> <p>表記の統一</p> <p>原子力災害対策指針の改正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の記載に合わせた修正</p>

旧	新	備考
<p><u>質調査</u>の結果及び出荷制限等の状況、県が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や指定避難所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。</p> <p>なお、その際、<u>心のケア（メンタルヘルス）</u>並びに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を<u>確認</u>できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行う。</p> <p>4 （略）</p> <p>5 多様な情報手段の活用（県経営管理部、市町村、各報道機関、電気通信事業者、各防災関係機関） （略）</p> <p>なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、<u>避難所にいる被災者</u>は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。</p> <p>6 （略）</p> <p>第2 （略）</p> <p>第12節～第13節 （略）</p>	<p>講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や指定避難所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、<u>民心の安定</u>並びに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を<u>把握</u>できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人<u>等</u>に配慮した伝達を行う。</p> <p>4 （略）</p> <p>5 多様な情報手段の活用（県経営管理部、市町村、各報道機関、電気通信事業者、各防災関係機関） （略）</p> <p>なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、<u>停電や通信障害発生時</u>は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については<u>チラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車</u>でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。</p> <p>6 （略）</p> <p>第2 （略）</p> <p>第12節～第13節 （略）</p>	<p>防災基本計画の記載に合わせた修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（原子力災害編）修正案（第5章） 新旧対照表

旧	新	備考
<p>第1節 (略)</p> <p>第2節 災害事前対策</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 物資の調達、供給活動（再掲）</p> <p>1 物資の備蓄・調達・輸送体制の整備（県総合政策局、厚生部、出納局、市町村、日本赤十字社富山県支部）</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、国及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておく。また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合や、冬季には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第1節 (略)</p> <p>第2節 災害事前対策</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 物資の調達、供給活動（再掲）</p> <p>1 物資の備蓄・調達・輸送体制の整備（県総合政策局、厚生部、出納局、市町村、日本赤十字社富山県支部）</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、国及び北陸電力と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。また、備蓄を行うに当たって、大規模な災害が発生した場合や、冬季には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。</p> <p>2 (略)</p>	<p>用語の整理 防災基本計画の修正に伴う修正 防災基本計画の記載に合わせた修正</p>

旧	新	備考
<p data-bbox="203 240 443 272"><b>第6～第8</b> (略)</p> <p data-bbox="174 336 461 368"><b>第3節 災害応急対策</b></p> <p data-bbox="203 384 1010 416"><b>第1 情報の収集・連絡（県総合政策局、経営管理部、市町村）</b></p> <p data-bbox="232 432 1048 759">県は、複合災害時においては、国（内閣府、警察庁、消防庁、国土交通省、海上保安庁等）、氷見市、その他の市町村、防災関係機関と連携して、専用回線、衛星回線、防災行政無線、ヘリコプターテレビ電送システム、高所監視カメラ画像伝送システム等可能な限り多様な方法を活用して、ライフラインや道路、避難施設等の被災状況等の必要な情報を収集し、早急かつ的確に把握する。</p> <p data-bbox="203 775 443 807"><b>第2～第6</b> (略)</p> <p data-bbox="174 871 353 903"><b>第4節</b> (略)</p>	<p data-bbox="1099 240 1339 272"><b>第6～第8</b> (略)</p> <p data-bbox="1070 336 1357 368"><b>第3節 災害応急対策</b></p> <p data-bbox="1099 384 1906 416"><b>第1 情報の収集・連絡（県総合政策局、経営管理部、市町村）</b></p> <p data-bbox="1128 432 1951 759">県は、複合災害時においては、国（内閣府、警察庁、消防庁、国土交通省、海上保安庁等）、氷見市、その他の市町村、防災関係機関と連携して、専用回線、衛星回線、防災行政無線、ヘリコプターテレビ電送システム、高所監視カメラ画像伝送システム、<b>無人航空機</b>等可能な限り多様な方法を活用して、ライフラインや道路、避難施設等の被災状況等の必要な情報を収集し、早急かつ的確に把握する。</p> <p data-bbox="1099 775 1339 807"><b>第2～第6</b> (略)</p> <p data-bbox="1070 871 1249 903"><b>第4節</b> (略)</p>	<p data-bbox="1966 584 2141 711">防災基本計画の修正に伴う修正</p>